

東京都における受動喫煙対策の進捗状況等検討報告 資料編（案）

令和 7 年 月 日
東京都保健医療局

< 目次 >

1	喫煙率（20歳以上）の推移	・ ・ ・ P. 2
---	---------------	------------

受動喫煙に関する都民の意識調査

2	受動喫煙の機会を有する者の割合の推移	・ ・ ・ P. 3
3	受動喫煙にあった場所（屋内・屋外別）（令和6年度）	・ ・ ・ P. 4
4	法施行前と比較した屋内で受動喫煙にあう機会の変化（令和6年度）	・ ・ ・ P. 5
5	第一種施設の屋内禁煙についての認知度の推移	・ ・ ・ P. 6
6	学校等敷地内禁煙についての認知度の推移	・ ・ ・ P. 7
7	飲食店が原則屋内禁煙であることの認知度の推移	・ ・ ・ P. 8
8	飲食店店頭の禁煙標識・喫煙室標識の参考度の推移	・ ・ ・ P. 9
9	屋外等における受動喫煙の配慮義務の認知度（令和6年度）	・ ・ ・ P. 10
10	都条例に対する評価の推移	・ ・ ・ P. 11

飲食店における受動喫煙防止対策実態調査

11	飲食店における受動喫煙防止のための対応策の推移	・ ・ ・ P. 12
12	飲食店における受動喫煙防止のための対応策（令和6年度）	・ ・ ・ P. 13

13	従業員がいない小規模飲食店における対応策（令和6年度）	・ ・ ・	P. 14
14	飲食店が屋内全面禁煙とした理由（令和6年度）	・ ・ ・	P. 15
15	飲食店における屋外の喫煙場所等の状況（令和6年度）	・ ・ ・	P. 16
16	飲食店における禁煙標識・喫煙可能標識の掲示状況の推移	・ ・ ・	P. 17
17	飲食店における禁煙標識・喫煙可能標識の掲示状況（令和6年度）	・ ・ ・	P. 18
18	飲食店における禁煙標識・喫煙室設置等標識の非掲示理由（令和6年度）	・ ・ ・	P. 19
19	法で定める受動喫煙対策の認知度（都内飲食店経営者）（令和6年度）	・ ・ ・	P. 20

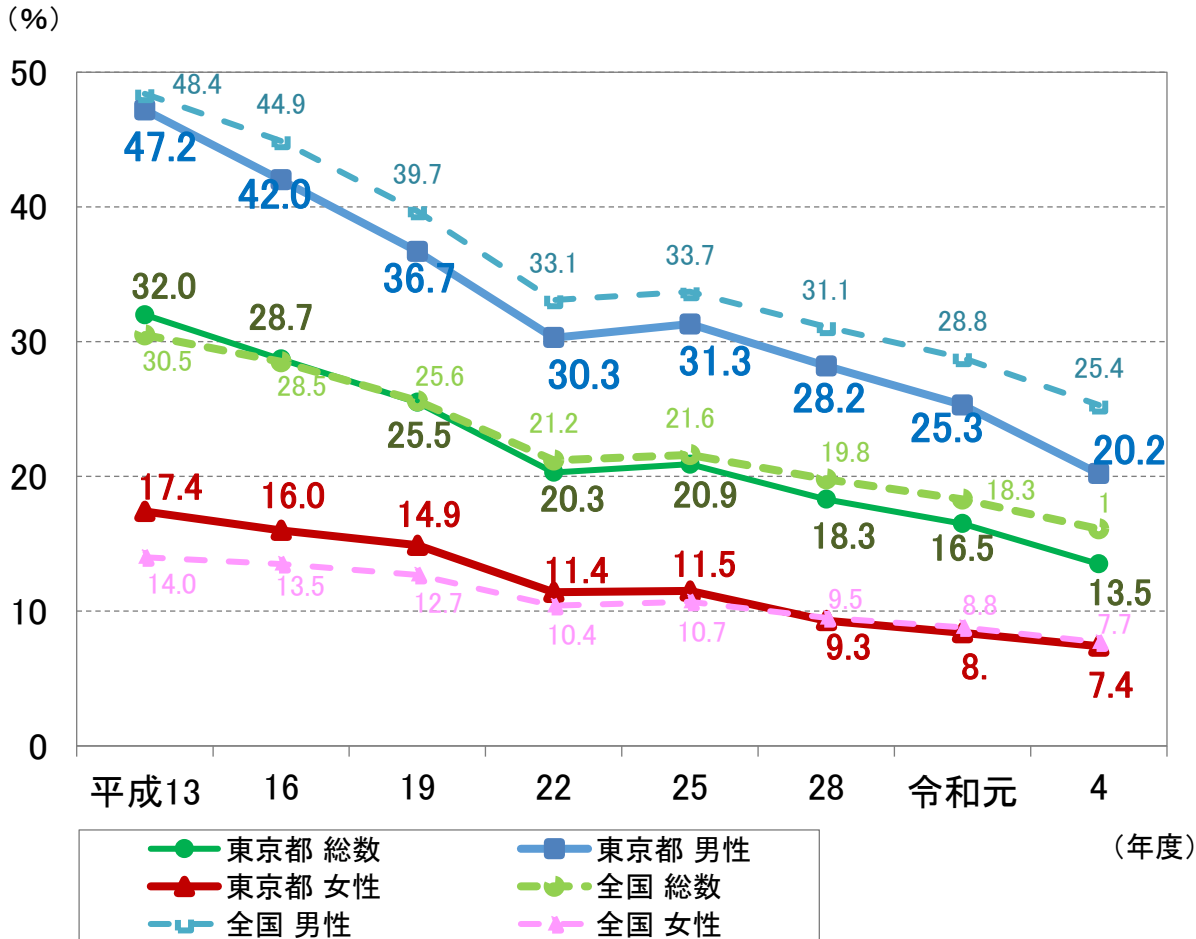
保育所・学校等における受動喫煙対策実態調査

20	保育所・小学校等の第一種施設における屋内喫煙場所の有無（令和6年度）	・ ・ ・	P. 21
21	保育所・小学校等の第一種施設における屋外喫煙場所の有無（令和6年度）	・ ・ ・	P. 22
22	制度に関する認知度（保育所・学校等及びそれ以外の第一種施設での特定屋外喫煙場所の非設置）（令和6年度）	・ ・ ・	P. 23
○	喫煙目的施設について	・ ・ ・	P. 24
○	加熱式たばこ及び指定たばこ専用喫煙室について	・ ・ ・	P. 25

喫煙率（20歳以上）の推移

1 喫煙率（20歳以上）の推移

Q. あなたはたばこを吸いますか。



○喫煙率は減少傾向にあり、東京都全体で13.5%、男性20.2%、女性7.4%といずれも全国より低い。

東京都健康推進プラン21（第三次）における指標

＜指標＞
20歳以上の者の喫煙率

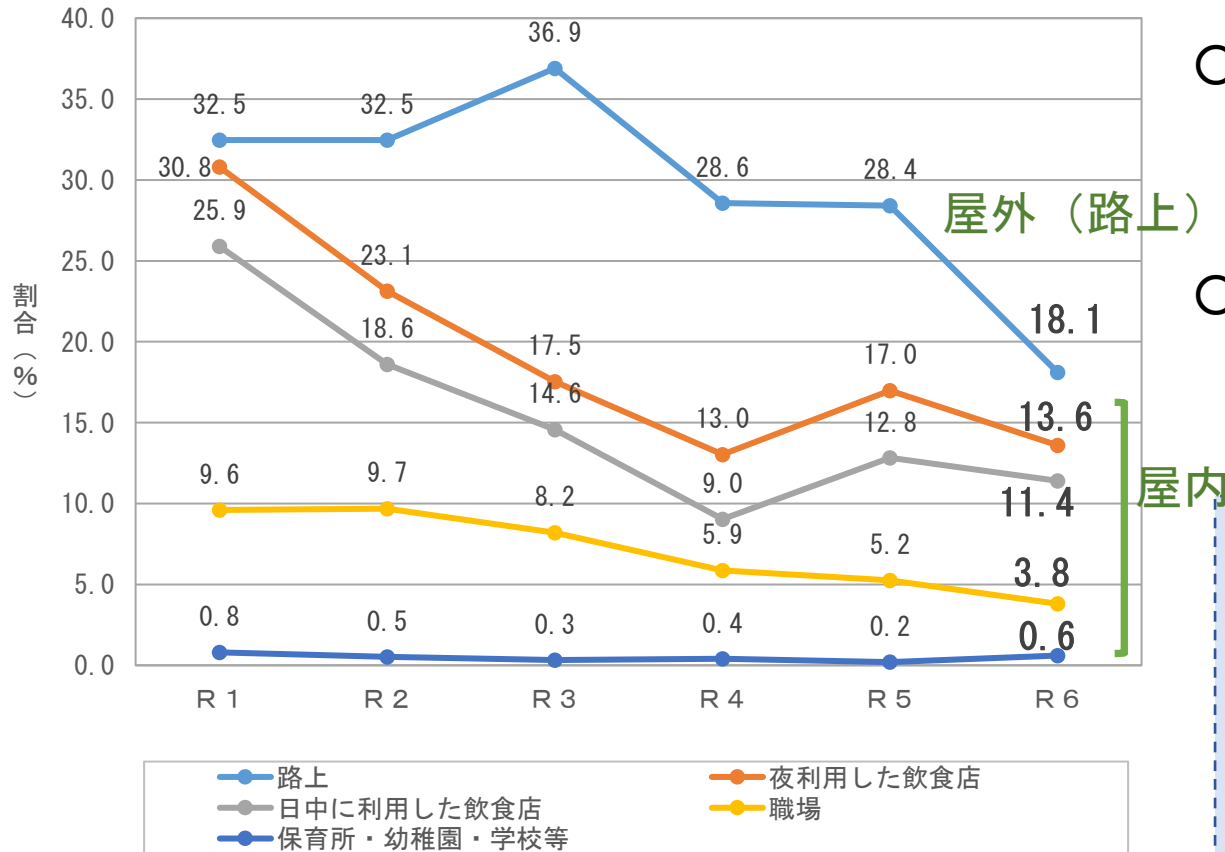
＜指標の方向＞
下げる
(総数10%未満、男性15%未満、女性5%未満)

資料：「国民生活基礎調査」（厚生労働省）

受動喫煙に関する都民の意識調査

2 受動喫煙の機会を有する者の割合の推移

Q. どこで受動喫煙を経験しましたか。



○飲食店等の施設内での受動喫煙の機会は、法・条例施行前（R 1）よりも全体的に減少傾向

○法・条例で規制対象外の路上での受動喫煙の機会も減少傾向だが、屋内よりは割合が高い。

東京都健康推進プラン21（第三次）における指標

＜指標＞
受動喫煙の機会を有する者の割合

＜指標の方向＞
なくす

資料：「受動喫煙に関する都民の意識調査」（東京都福祉保健局・保健医療局）から再集計

※ 本調査は令和元年度及び令和2年度は年2回実施しており、上記結果は他年度の実施時期に合わせ、令和元年度は第1回調査、令和2年度は第2回調査結果を掲載している（以降、都民の意識調査の推移にかかるグラフは同様）。

※ 本調査では、令和4年度までは「室内又はこれに準ずる環境」における受動喫煙について、令和5年度は「屋内」及び「屋外」における受動喫煙についてそれぞれ確認。グラフでは路上のみ屋外に関する回答を掲載

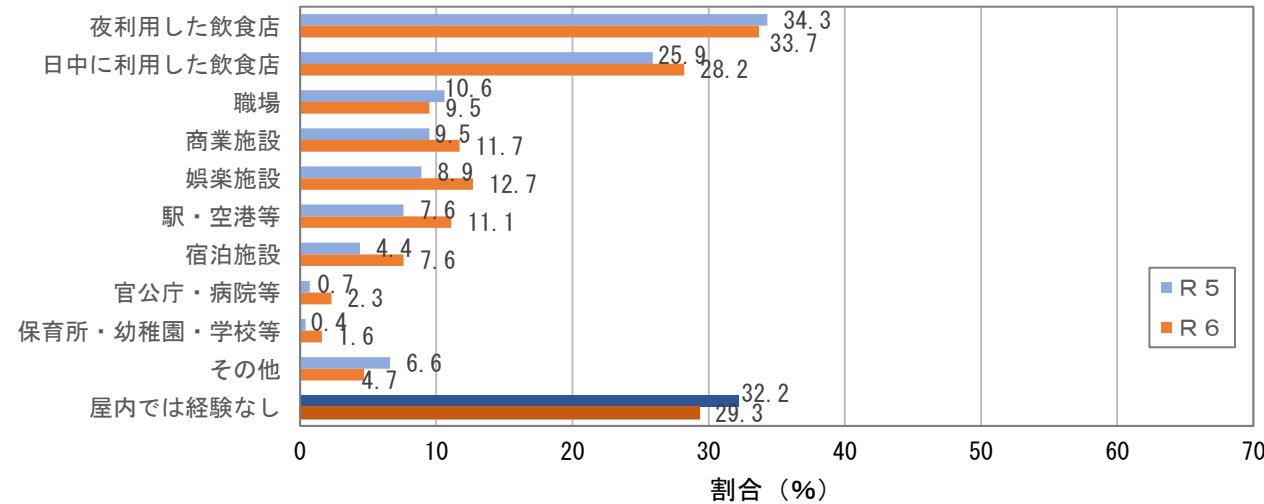
受動喫煙に関する都民の意識調査

3 受動喫煙にあった場所（屋内・屋外別）（令和5～6年度）

Q. どこで受動喫煙を経験しましたか。
(受動喫煙の機会があった方に質問、複数回答可)

受動喫煙にあった場所（屋内）

(n=1,211)

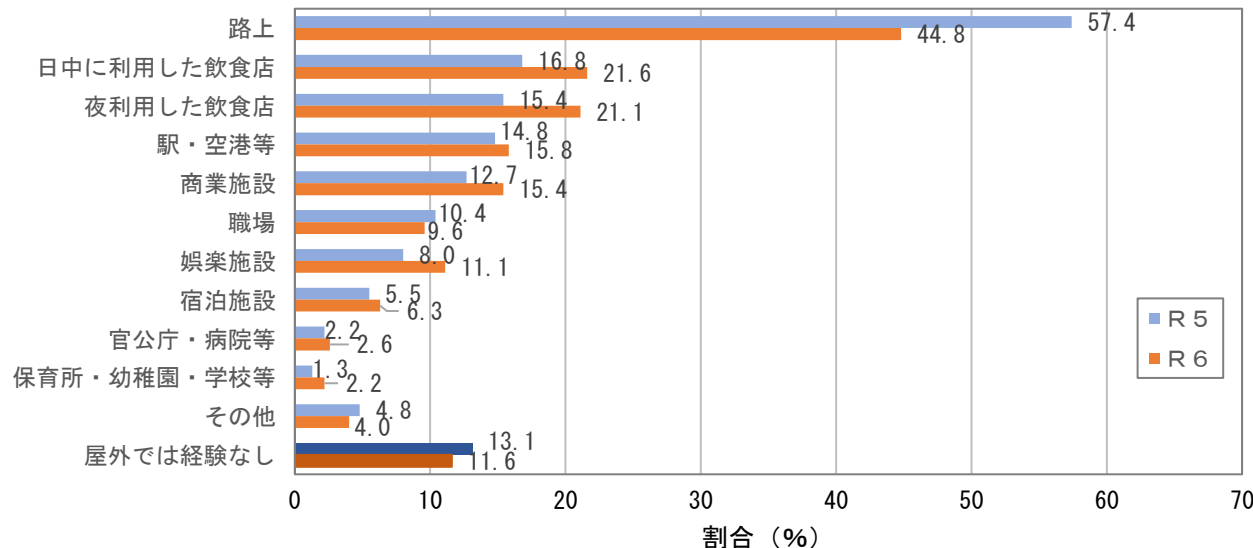


○受動喫煙にあった場所について
屋内よりも屋外のほうが多い

○屋内では飲食店が最も多く、屋
外では路上が最も多い

受動喫煙にあった場所（屋外）

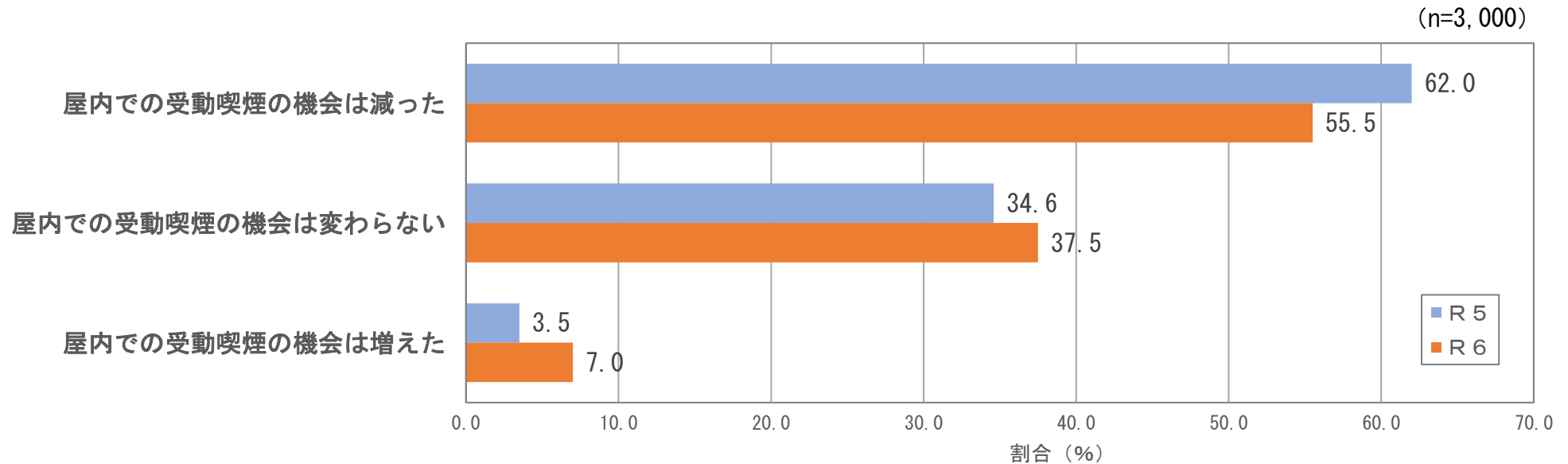
(n=1,211)



資料：「受動喫煙に関する都民の意識調査」（東京都保健医療局）

4 法令施行前と比較した屋内で受動喫煙にあう機会の変化（令和5～6年度）

Q. 健康増進法や東京都受動喫煙防止条例により屋内での喫煙が規制がされる前の平成30年（2018年）以前と現在とを比べて、あなたの屋内での受動喫煙の機会はどのように変わりましたか。

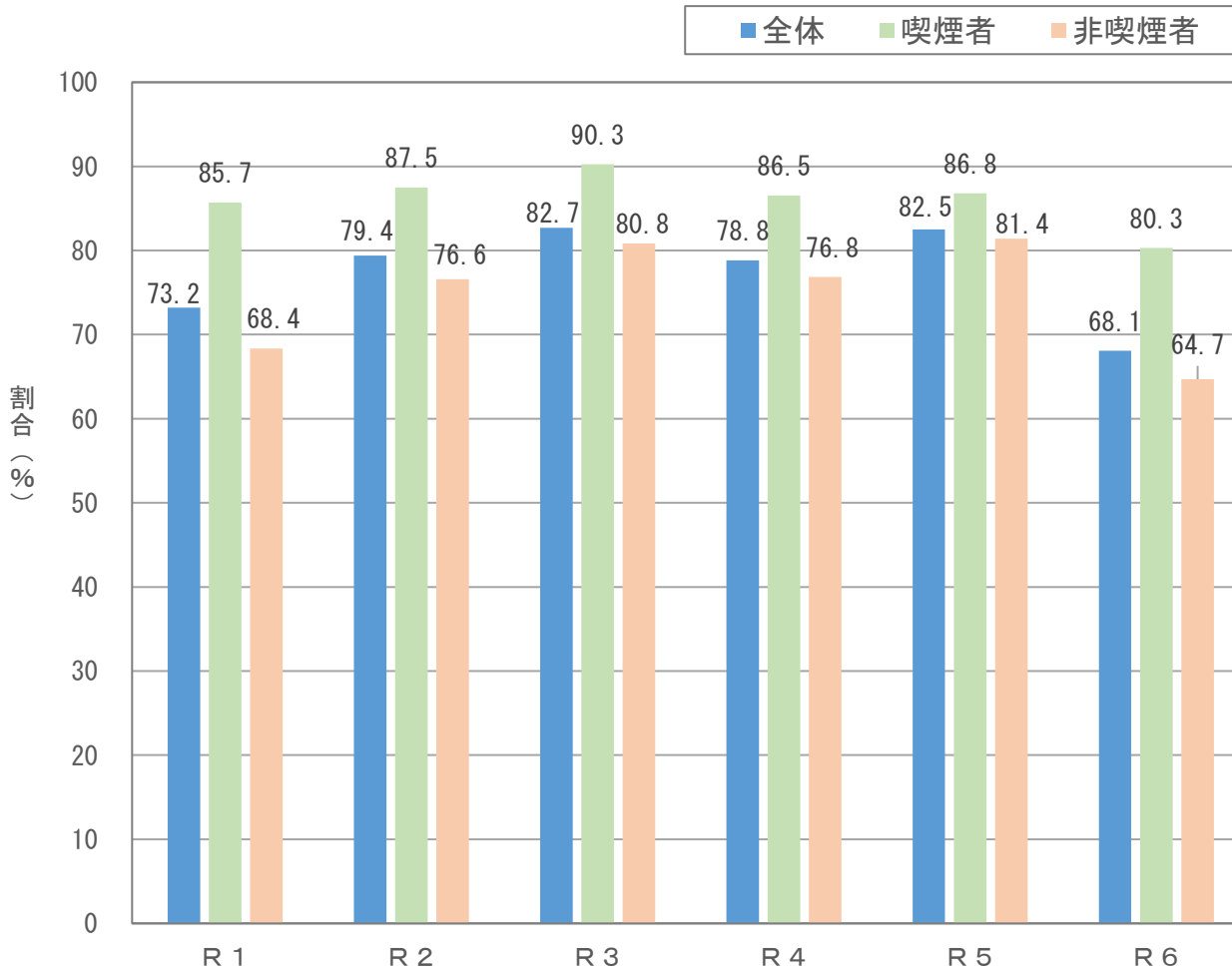


資料：「受動喫煙に関する都民の意識調査」（東京都保健医療局）

○約5割から6割の人が、法や条例による対策がとられる前と比較して、屋内での受動喫煙の機会は減ったとしている

5 第一種施設の屋内禁煙についての認知度の推移

Q. 行政機関や病院などでは、屋内禁煙となっていることを知っていますか。

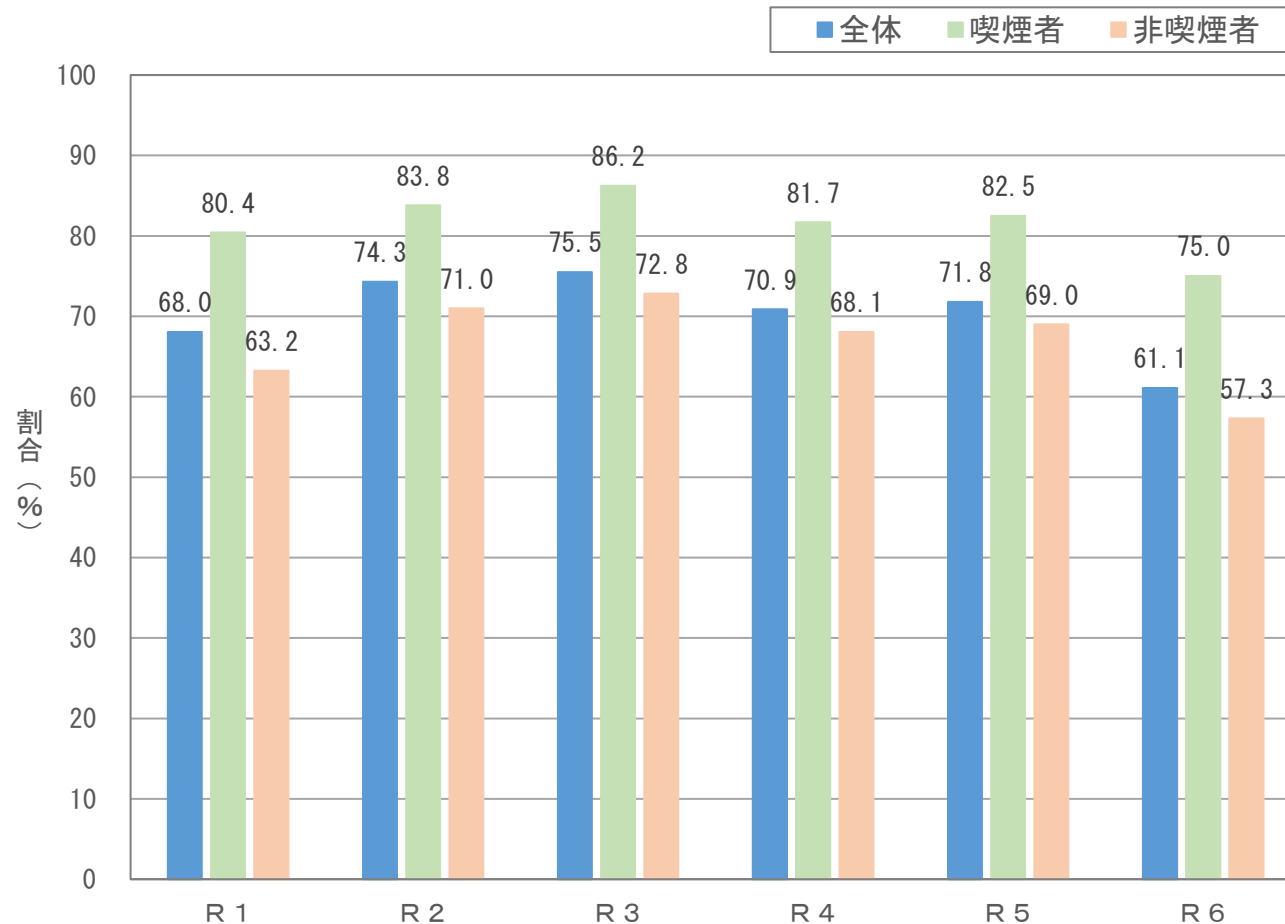


○第一種施設が屋内禁煙であることについての認知度は、法・条例全面施行前（R 1）よりも施行後（R 2）のほうがやや高く、その後7割から8割程度で推移。R 6はやや低い結果となった。

○非喫煙者より、喫煙者のほうが認知度が高い傾向

6 学校等敷地内禁煙についての認知度の推移

Q. 保育所・幼稚園・学校などは、敷地内禁煙（屋内に加え、東京都受動喫煙防止条例で、敷地内の屋外も喫煙不可（努力義務））となっていることを知っていますか。



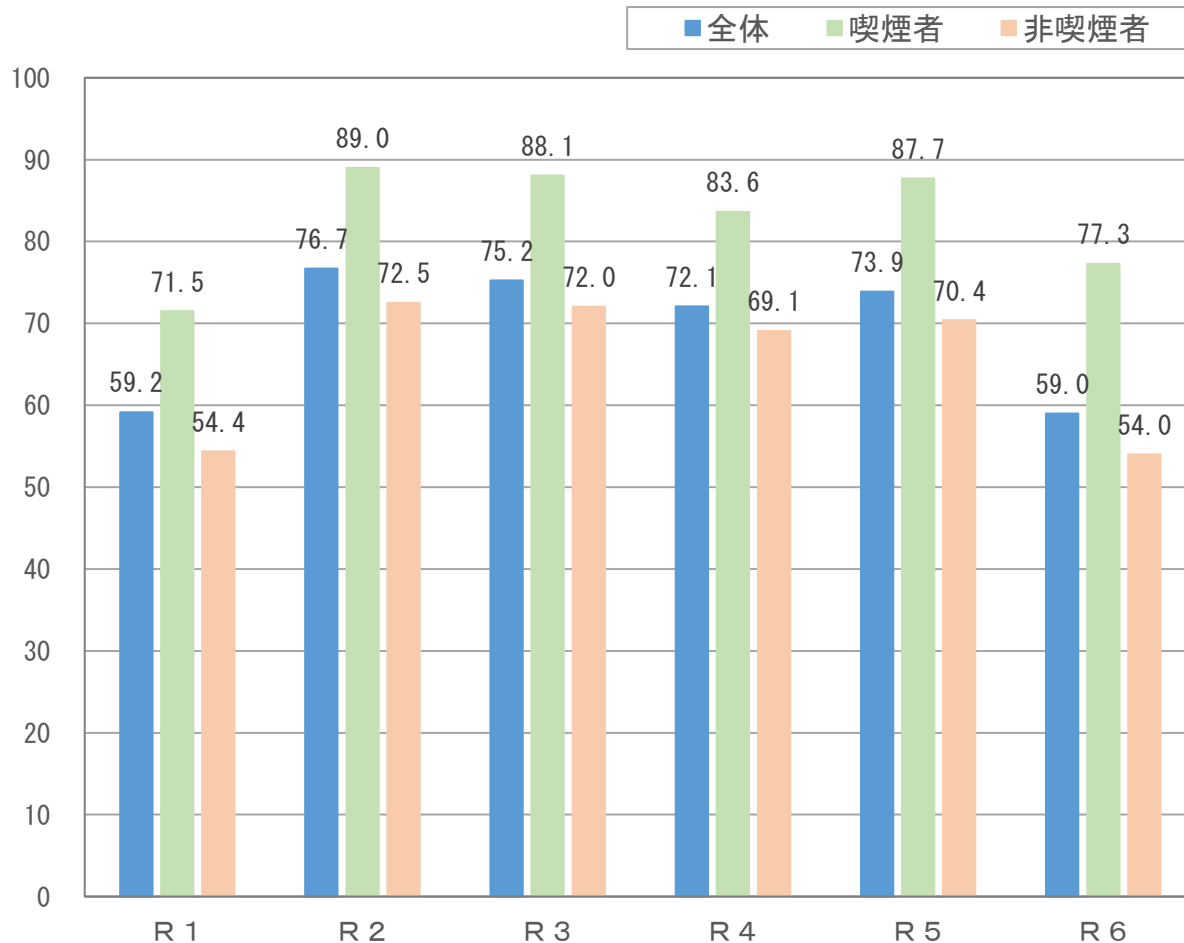
○保育所・幼稚園・学校などが敷地内禁煙であることの認知度は、法・条例全面施行前（R 1）よりも施行後（R 2）のほうがやや高く、その後6割から7割程度で推移。R 6はやや低い結果となった。

○非喫煙者より、喫煙者のほうが認知度が高い傾向

資料：「受動喫煙に関する都民の意識調査」（東京都福祉保健局・保健医療局）

7 飲食店が原則屋内禁煙であることの認知度の推移

Q. 飲食店は、原則屋内禁煙（基準を満たした喫煙室でのみ喫煙可）となっていることを知っていますか。



○飲食店が原則屋内禁煙であることは、法・条例全面施行前（R 1）よりも施行後（R 2）のほうが高く、その後約7割以上で推移。R 6はやや低い結果となった。

○非喫煙者より、喫煙者のほうが認知度が高い傾向

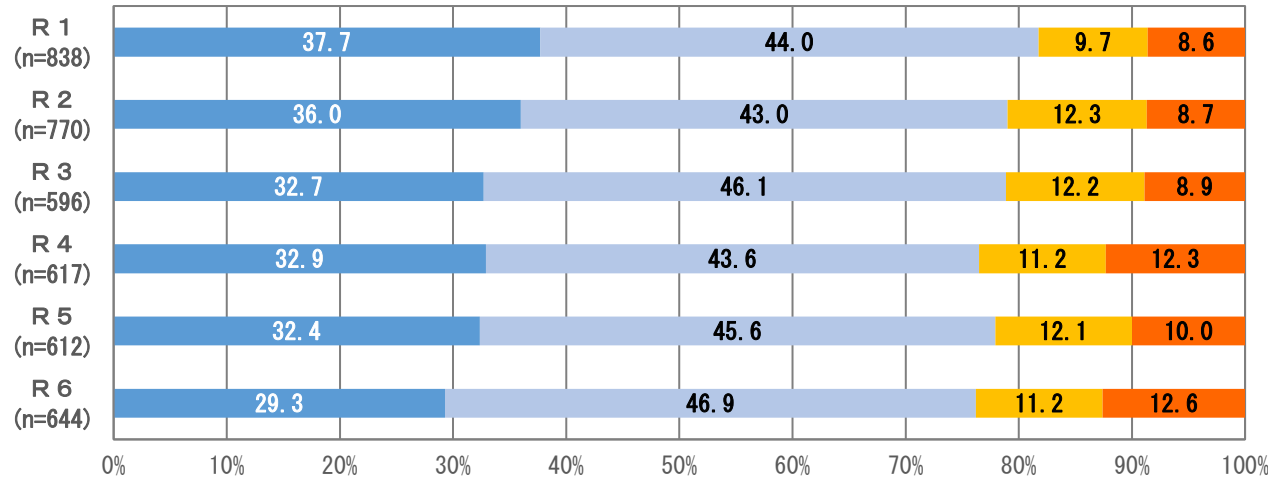
資料：「受動喫煙に関する都民の意識調査」（東京都福祉保健局・保健医療局）

受動喫煙に関する都民の意識調査

8 飲食店店頭の禁煙標識・喫煙室標識の参考度の推移

Q. 飲食店の店頭に掲出されている、喫煙室があるか・禁煙か、などの表示を見て、あなたはその店を選ぶ際の参考にしますか。

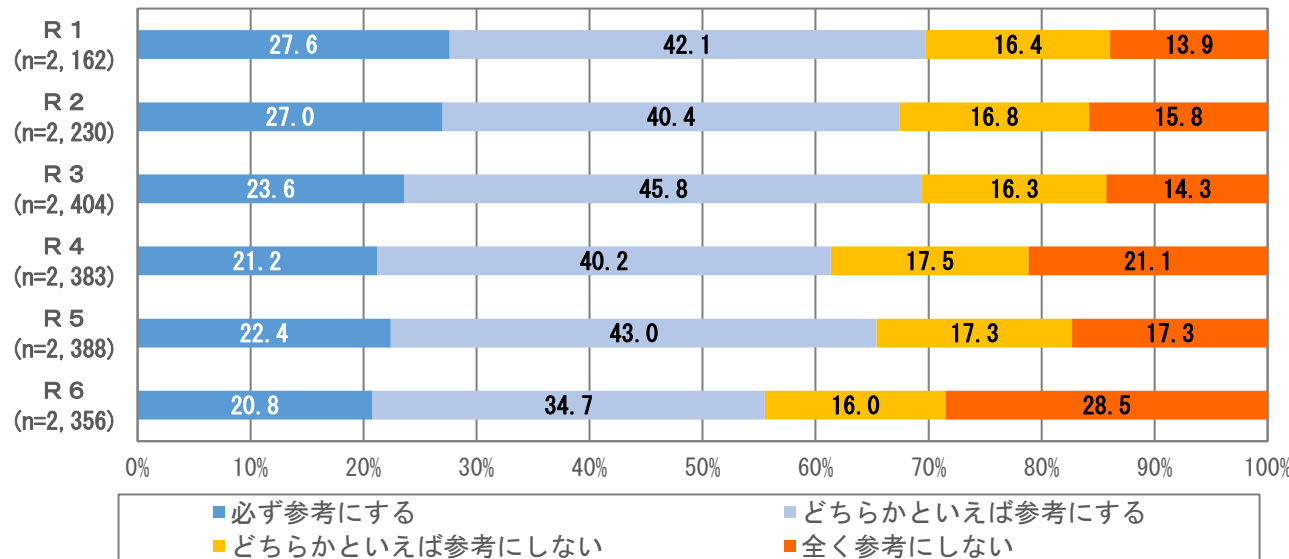
【喫煙者】



○飲食店を選ぶ際に、飲食店の店頭の「禁煙」標識や「喫煙室設置」標識等を参考にする※と回答した人は、喫煙者で8割程度、非喫煙者で6割程度

○喫煙者では、法・条例全面施行後の変動がほぼないが、非喫煙者では参考にすると回答の割合がやや減少の傾向

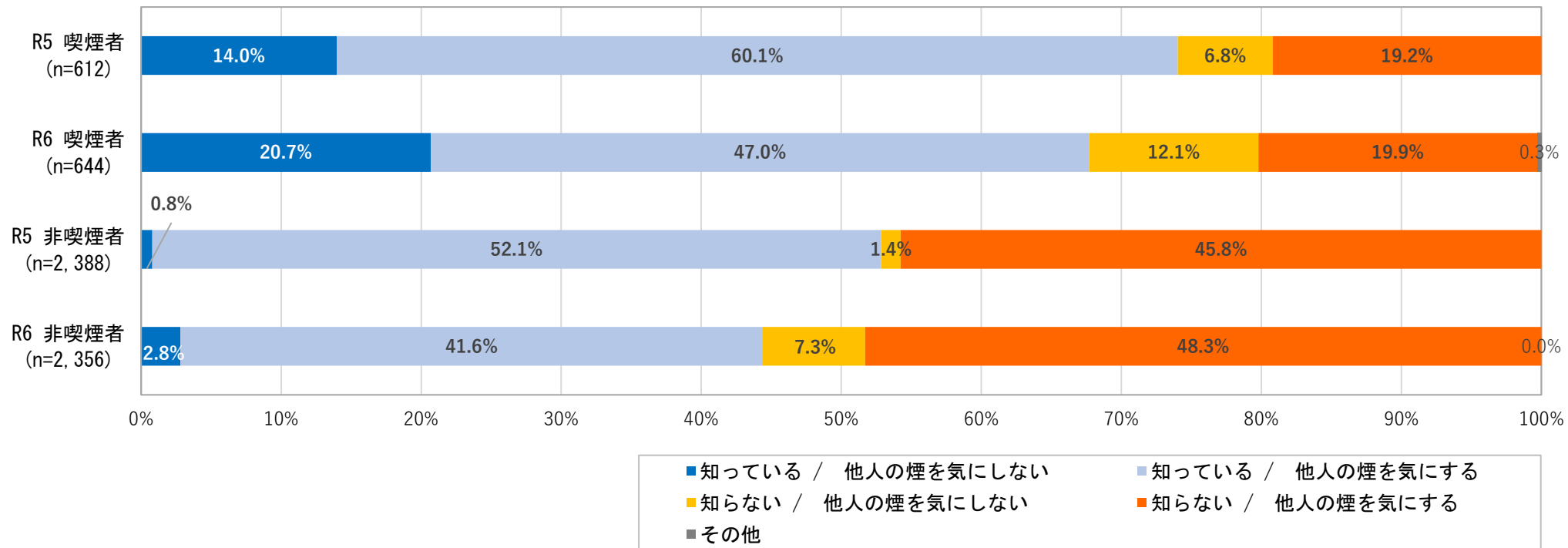
【非喫煙者】



※「必ず参考にする」「どちらかといえば参考にする」をあわせて「参考にする」と表現

9 屋外等における受動喫煙の配慮義務の認知度（令和5年度、令和6年度）

Q. 飲食店の屋外等、喫煙を禁止されていない場所において喫煙をする場合でも、受動喫煙を生じさせないように周囲の状況に配慮しなければならないことを知っていますか。



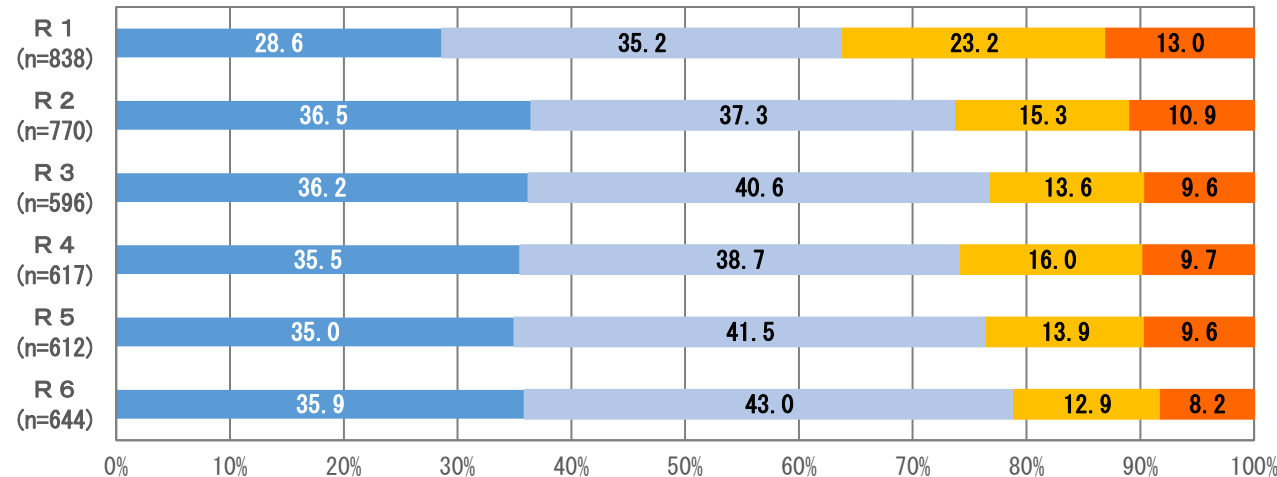
○屋外等で喫煙する際の受動喫煙への配慮義務について、喫煙者の約7割、非喫煙者の半数弱が知っていると回答

○一方で、他人の煙を気にするが知らないと回答した人が、喫煙者で約2割、非喫煙者で約半数

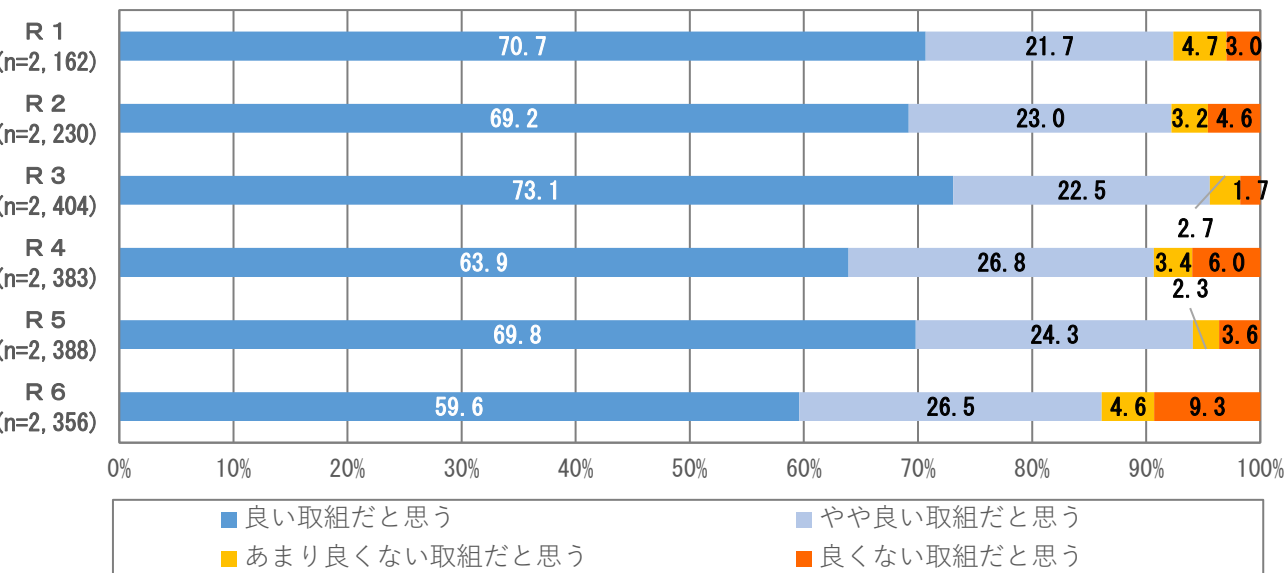
受動喫煙に関する都民の意識調査

10 都条例に対する評価の推移

【喫煙者】



【非喫煙者】



Q. 東京都受動喫煙防止条例の取組について、あなたはどのように思いますか。お気持ちに近いものを1つお選びください。

○都の受動喫煙防止条例に対する評価は、喫煙者においては、評価する回答※が全面施行前（R 1）は約6割だったが、全面施行後（R 2以降）は約7割から8割でやや高まっている。

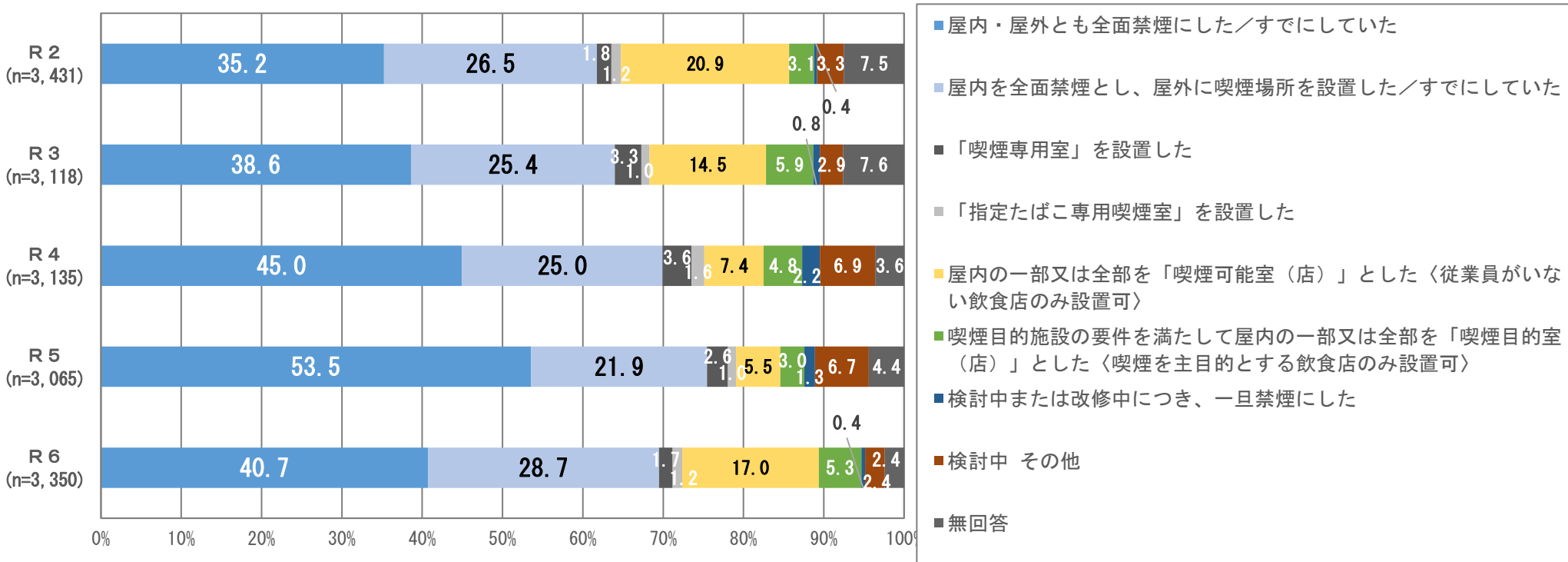
○非喫煙者では全面施行前（R 1）から評価する回答※が約9割

※「よい取組だと思う」「ややよい取組だと思う」をあわせて「評価する回答」と表現

飲食店における受動喫煙防止対策実態調査

11 飲食店における受動喫煙防止のための対応策の推移

Q. 健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例が2020年4月1日に全面施行されましたが、受動喫煙防止にかかる貴店の対応策について教えてください。



資料：「飲食店における受動喫煙防止対策実態調査」（東京都福祉保健局・保健医療局）

○屋内全面禁煙の飲食店の割合は7割程度（R 2：61.7%→R 6：69.4%）

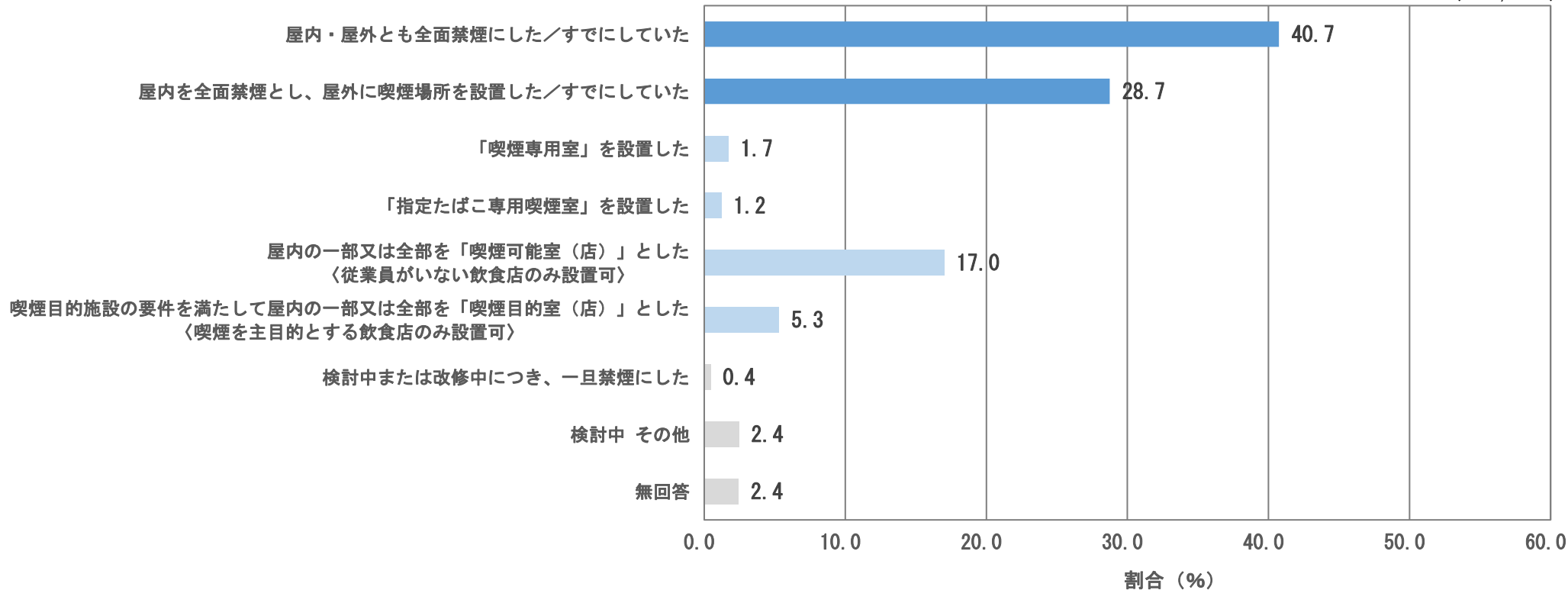
（参考）R 1の一般飲食店（n=1, 842）における屋内全面禁煙割合：52.7%

○喫煙可能室（店）の割合は年々減少傾向であったが、R 6はやや高い結果となった。

12 飲食店における受動喫煙防止のための対応策（令和6年度）

Q. 健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例が2020年4月1日に全面施行されましたが、受動喫煙防止にかかる貴店の対応策について教えてください。

(n=3,350)



資料：「飲食店における受動喫煙防止対策実態調査」（東京都保健医療局）

○「屋内・屋外ともに全面禁煙」と「屋内のみ全面禁煙」をあわせると約7割

○喫煙可能室（店）は2割弱

※喫煙可能室（店）の業種は、酒場、ビヤホール、バー等が55.6%で最も多く、次いで喫茶店が13.9%

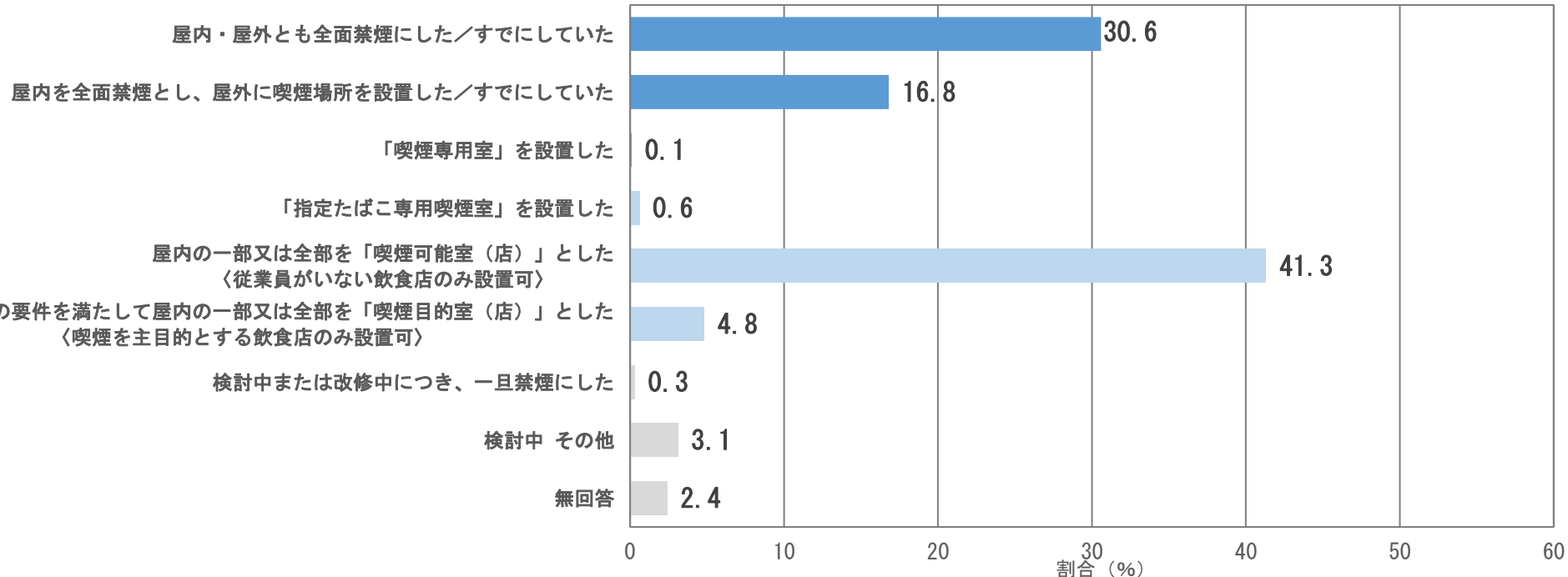
飲食店における受動喫煙防止対策実態調査

13 従業員がいない小規模飲食店* における対応策（令和6年度）

*「従業員がいない小規模飲食店」とは、
①従業員がいない ②客席面積100㎡以下
③資本金5,000万円未満
④2020年4月1日時点で既に営業している
の4つに該当する店舗

Q. 健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例が2020年4月1日に全面施行されましたが、受動喫煙防止にかかる貴店の対応策について教えてください。

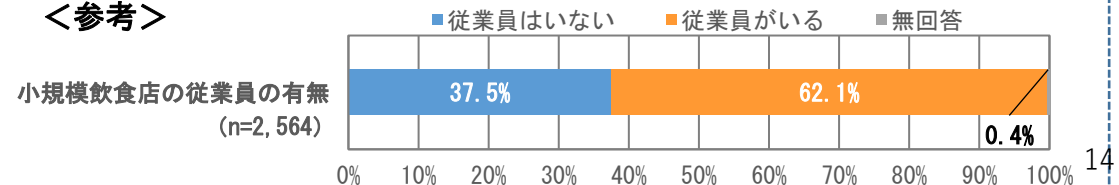
(n=961)



資料：「飲食店における受動喫煙防止対策実態調査」（東京都保健医療局）より再集計

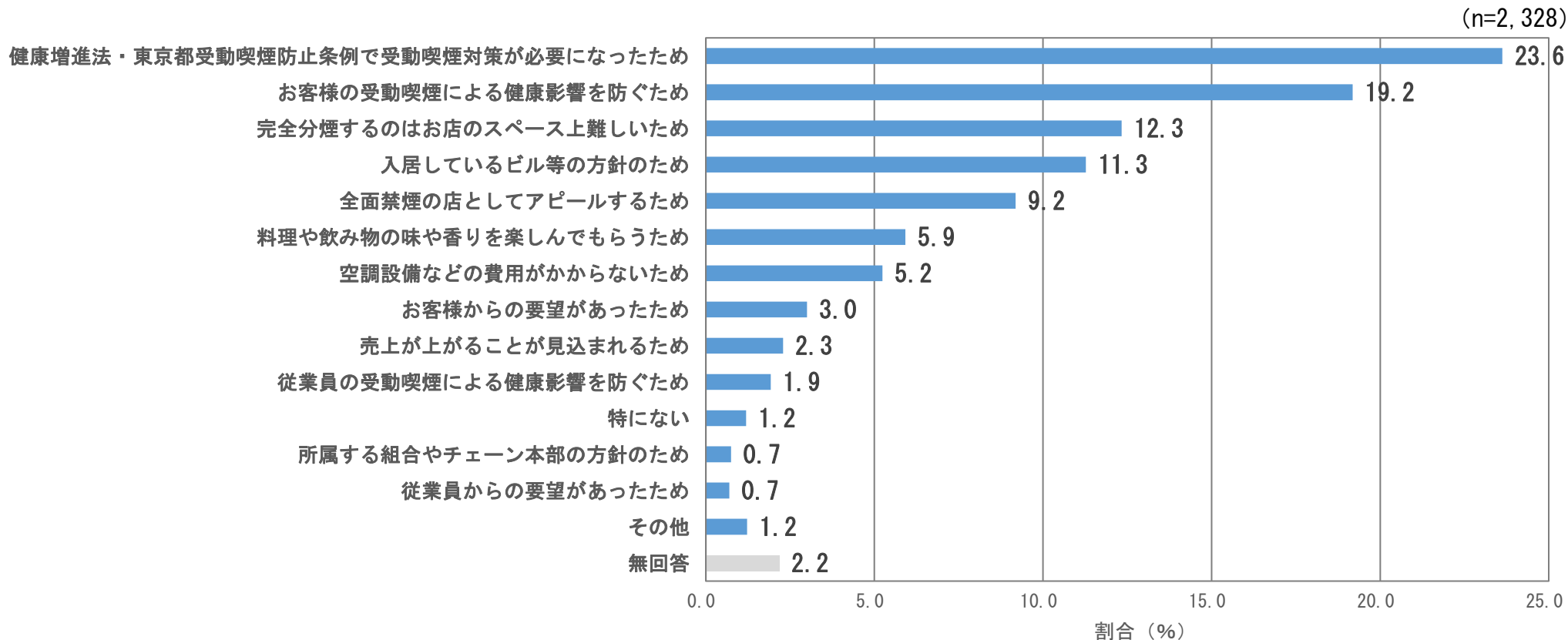
- 「屋内・屋外ともに全面禁煙」と「屋内のみ全面禁煙」をあわせると約5割
- 喫煙可能室（店）は約4割

<参考>



14 飲食店が屋内全面禁煙とした理由（令和6年度）

Q. 全面禁煙にした理由は何ですか。（複数回答可）



資料：「飲食店における受動喫煙防止対策実態調査」（東京都保健医療局）

○屋内全面禁煙とした理由として、最も多いのが「法・条例で受動喫煙対策が必要になったため」で約2割

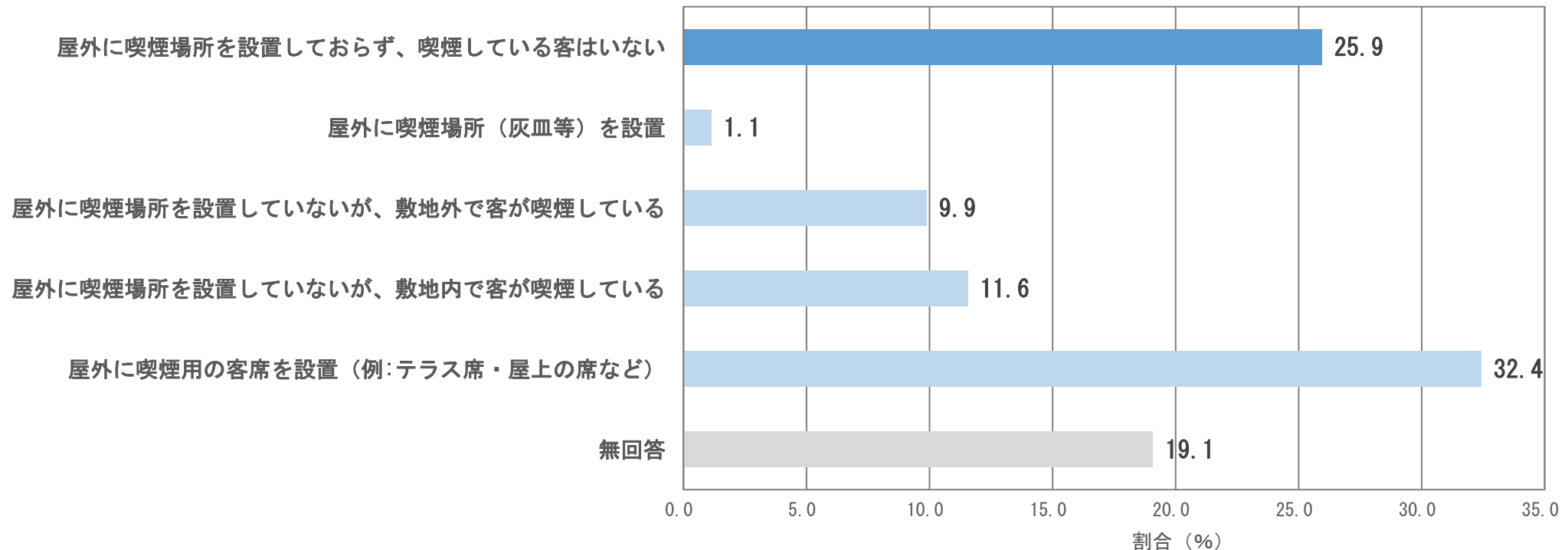
○続いて、「お客様の受動喫煙による健康影響を防ぐため」「完全分煙するのはお店のスペース上難しいため」が理由として多い

飲食店における受動喫煙防止対策実態調査

15 飲食店における屋外の喫煙場所等の状況（令和6年度）

Q. 屋外の喫煙場所等の状況について教えてください。

(n=3,350)

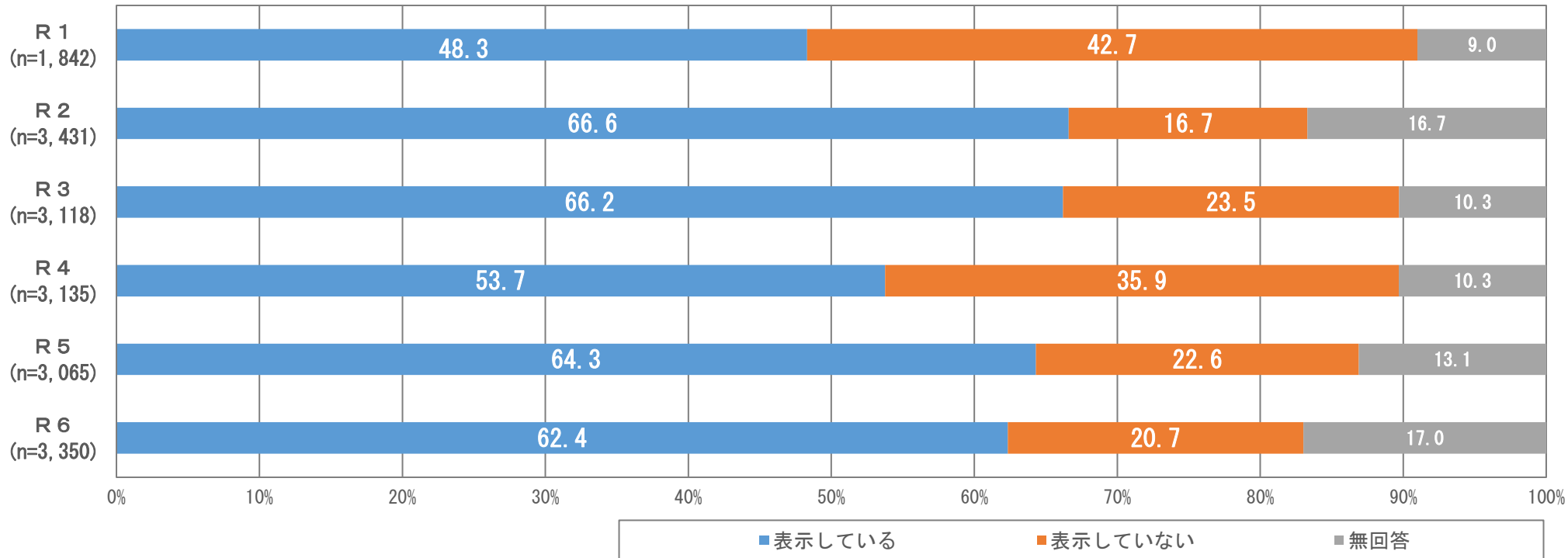


資料：「飲食店における受動喫煙防止対策実態調査」（東京都保健医療局）

○飲食店における屋外の喫煙場所等の状況について、「屋外に喫煙用の客席を設置」が約32%で最も多く、次いで多い「屋外に喫煙場所を設置しておらず、喫煙している客はいない」が約26%

16 飲食店における禁煙標識・喫煙可能標識の掲示状況の推移

Q. 健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例においては、喫煙室を設置した場合、喫煙室と店頭に表示が必要です。都内の飲食店においては、禁煙の場合も表示が必要です。適切に表示していますか。



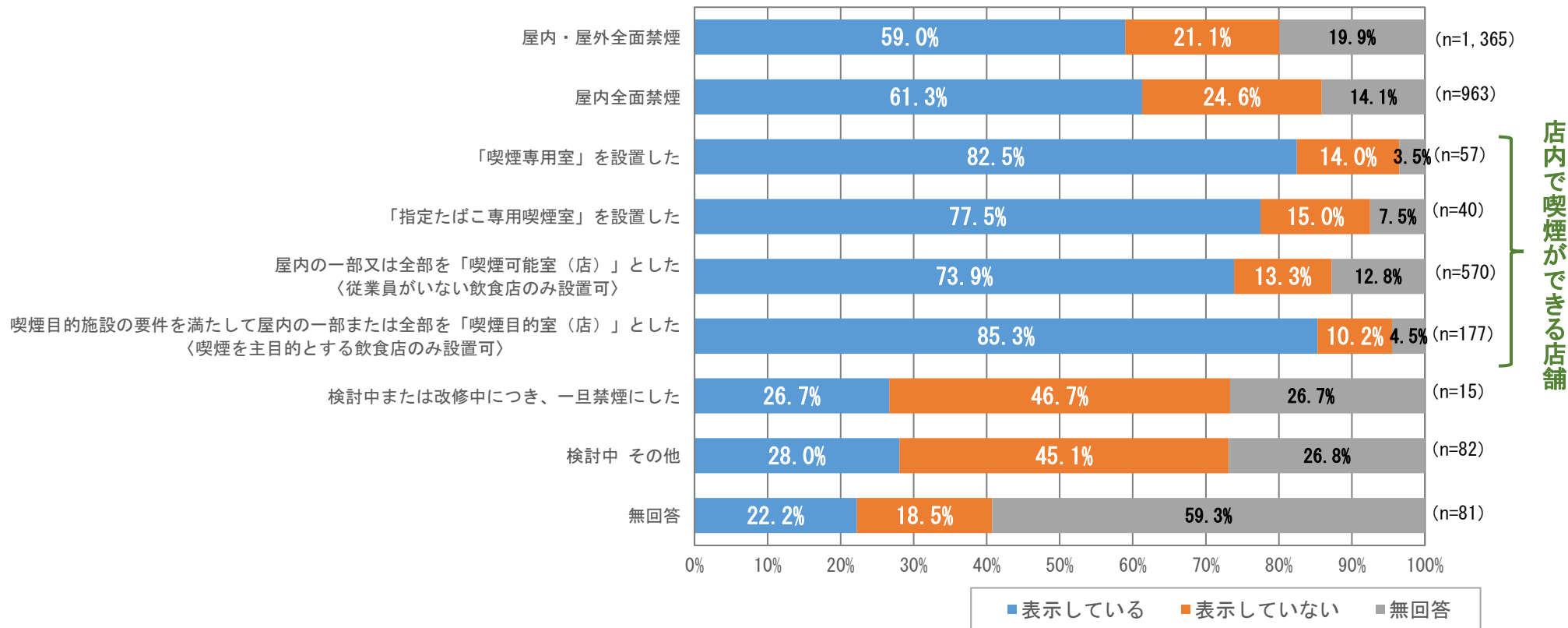
資料：「飲食店における受動喫煙防止対策実態調査」（東京都福祉保健局・保健医療局）

○飲食店における禁煙標識等の掲示状況について、法・条例全面施行前（R 1）より条例施行後（R 2以降）のほうが掲示している飲食店の割合が高く、約6割程度

飲食店における受動喫煙防止対策実態調査

17 飲食店における禁煙標識・喫煙可能標識の掲示状況（令和6年度）

Q. 健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例においては、喫煙室を設置した場合、喫煙室と店頭に表示が必要です。都内の飲食店においては、禁煙の場合も表示が必要です。適切に表示していますか。（クロス集計結果）



資料：「飲食店における受動喫煙防止対策実態調査」（東京都保健医療局）より再集計

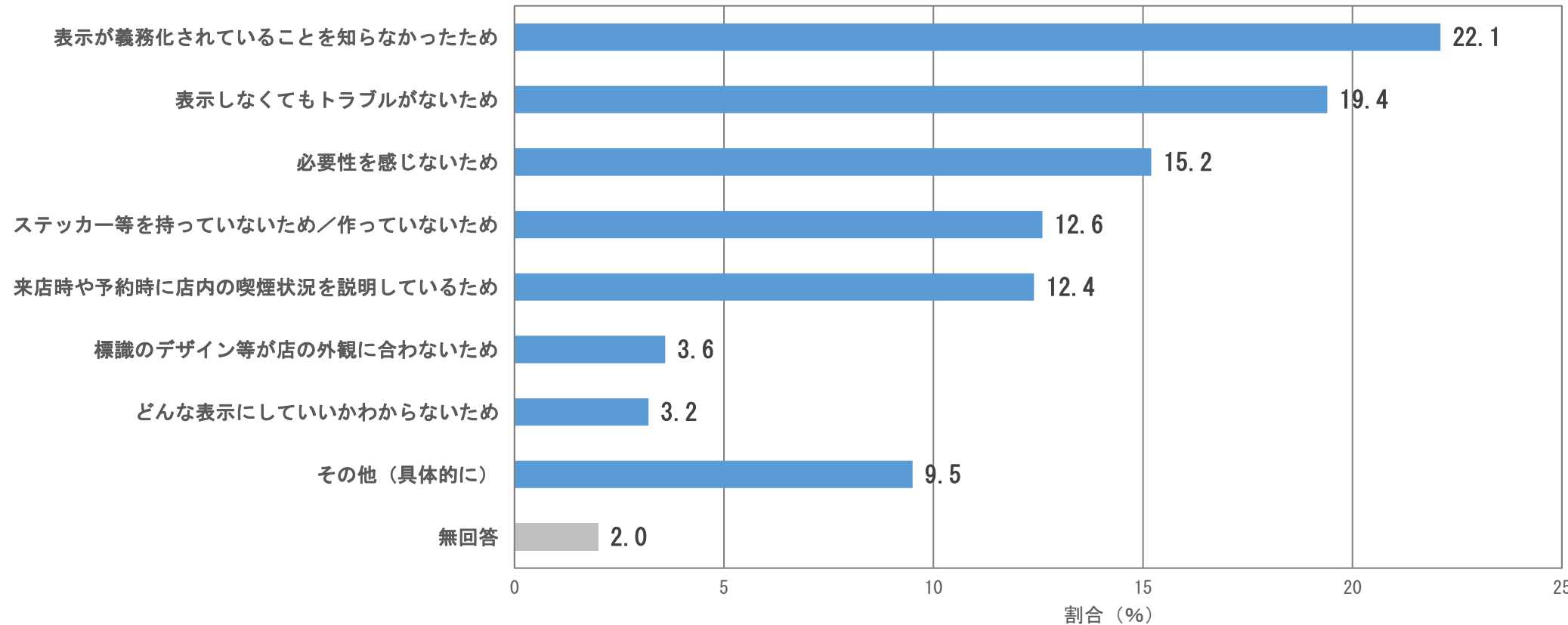
○飲食店における禁煙標識等の掲示状況について、対応策検討中等の店舗以外では、概ね6割以上で掲示しており、屋内全面禁煙店よりも喫煙ができる店舗のほうが掲示している割合が高い

○屋内全面禁煙店で掲示していない割合は、無回答を除き2割強

18 飲食店における禁煙標識・喫煙室設置等標識の非掲示理由（令和6年度）

Q.（禁煙標識・喫煙室設置等標識を）表示していない理由は何ですか。（複数回答可）

(n=1,174)



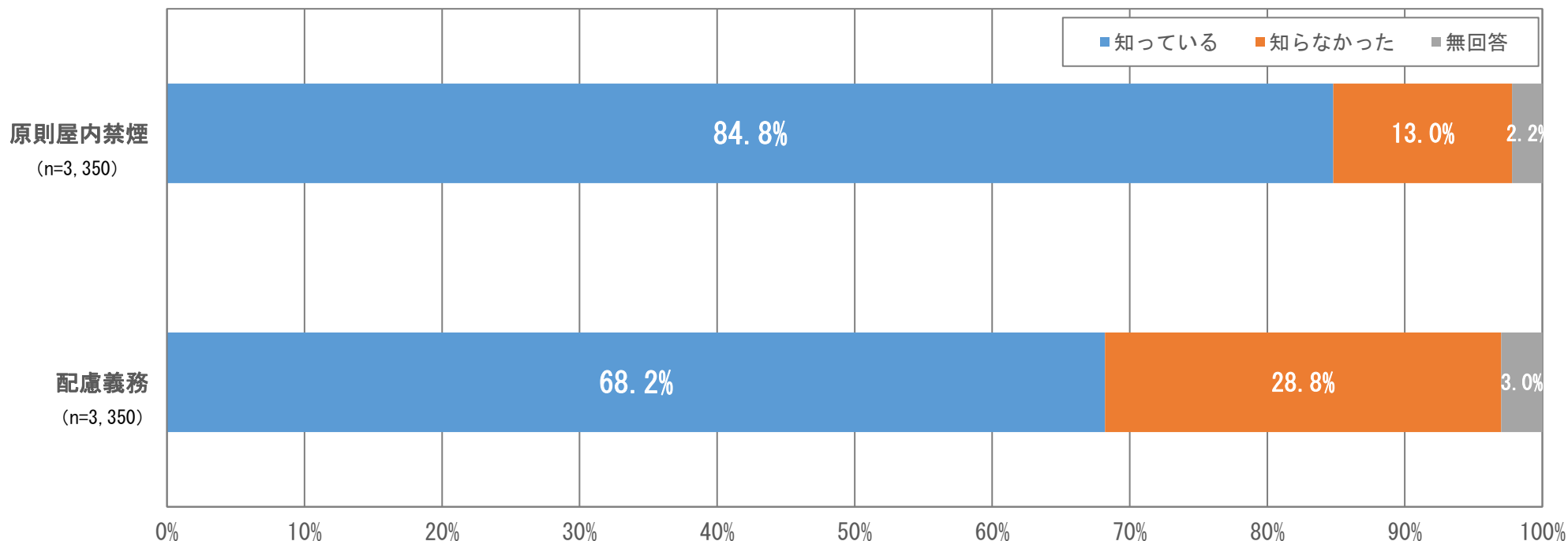
資料：「飲食店における受動喫煙防止対策実態調査」（東京都保健医療局）

○飲食店における禁煙標識等の非掲示理由の主なものは、「表示義務化を知らなかった」「表示しなくてもトラブルがない」で、それぞれ約2割

飲食店における受動喫煙防止対策実態調査

19 法で定める受動喫煙対策の認知度（都内飲食店経営者）（令和6年度）

- Q. 健康増進法では、2人以上の人が利用するすべての施設は原則屋内禁煙となり、基準を満たした喫煙室以外では喫煙が禁止されていることを知っていますか。
- Q. 健康増進法では、施設管理者の方は、喫煙をすることができる場所を定めようとするときは、屋外の場所であっても受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければならない「配慮義務」があることを知っていますか。



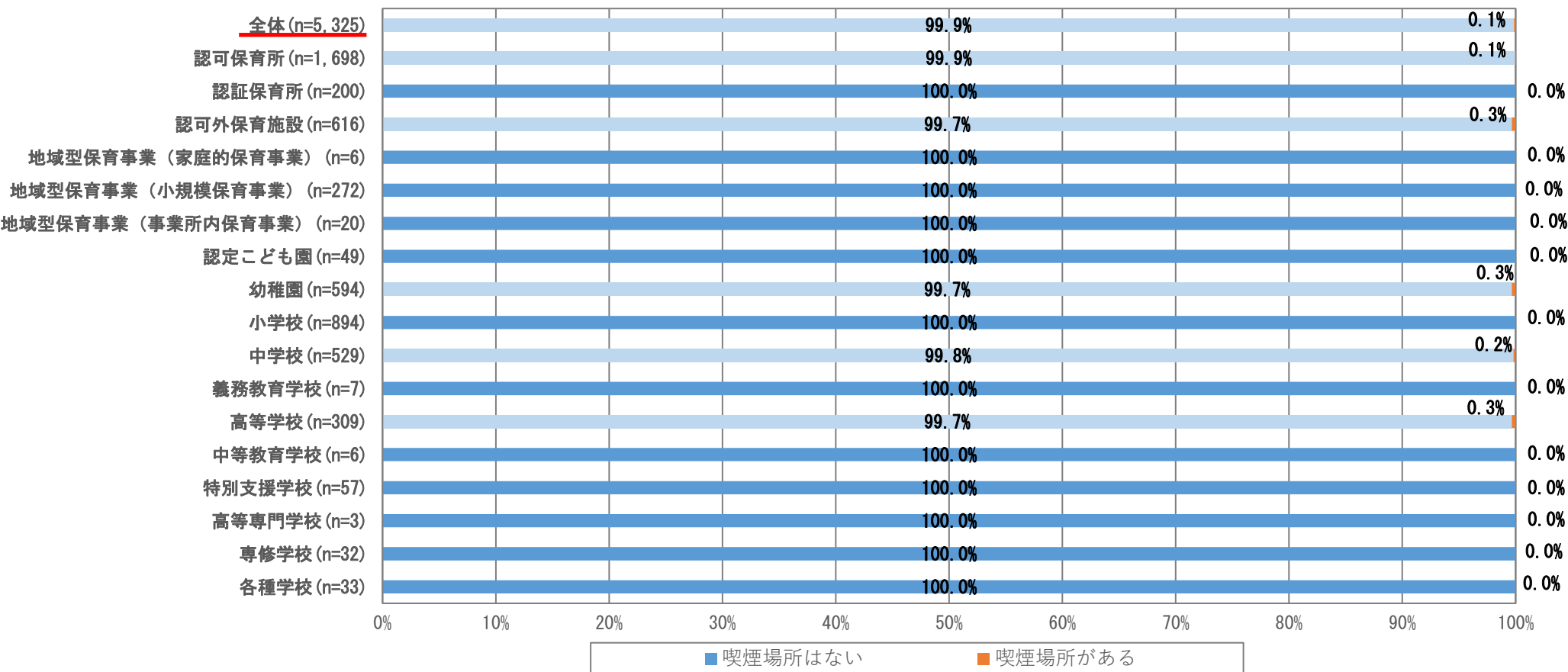
資料：「飲食店における受動喫煙防止対策実態調査」（東京都保健医療局）

○飲食店において、「原則屋内禁煙」の認知度は約8割、「配慮義務」の認知度は約7割

○知らなかったと回答した店舗は「原則屋内禁煙」に関して1割強、「配慮義務」に関して3割弱

20 保育所・小学校等の第一種施設における屋内喫煙場所の有無（令和6年度）

Q. 施設の屋内（専有部分）に喫煙場所がありますか。

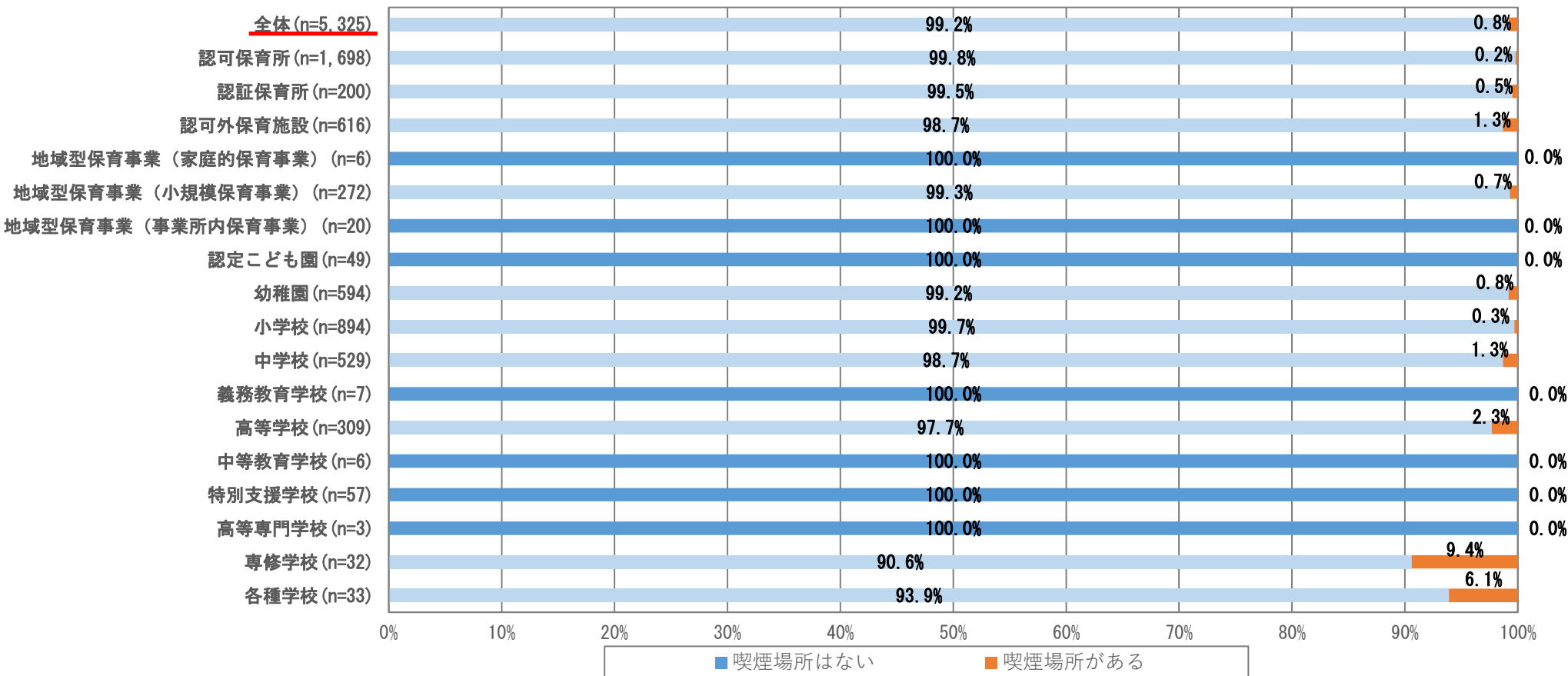


資料：「保育所・学校等における受動喫煙対策実態調査」（東京都保健医療局）

○保育所や小学校等の第一種施設では、ほぼ全ての施設で屋内禁煙（屋内全面禁煙率：99.9%）

21 保育所・小学校等の第一種施設における屋外喫煙場所の有無（令和6年度）

Q. 施設の屋外（専有部分）に喫煙場所がありますか。



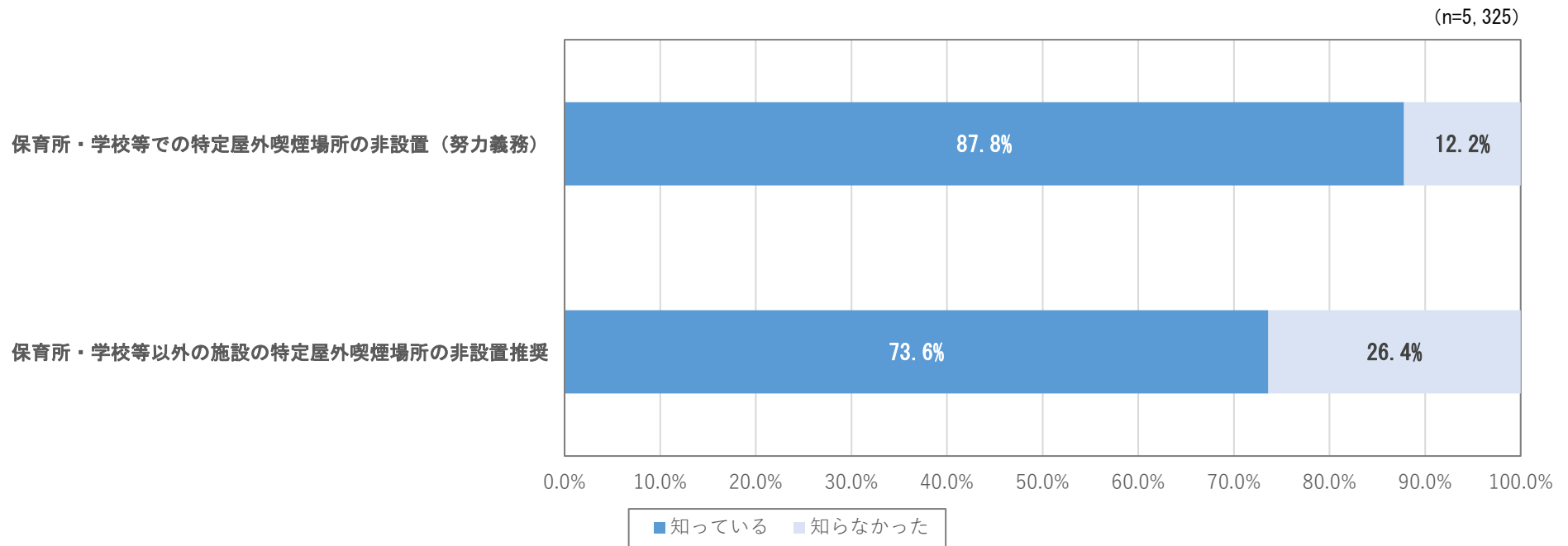
資料：「保育所・学校等における受動喫煙対策実態調査」（東京都保健医療局）

○都条例で「屋外喫煙場所を設置しない努力義務」を規定した第一種施設での屋外喫煙場所設置率は、専修学校及び各種学校でやや高いが、ほぼ全ての施設で屋外禁煙（屋外全面禁煙率：99.2%）

（参考）「令和4年度喫煙環境に関する実態調査」（厚生労働省）における幼稚園等の敷地内全面禁煙率（全国）：91.0%

22 制度に関する認知度（保育所・学校等及びそれ以外の第一種施設での特定屋外喫煙場所の非設置）（令和6年度）

- Q. 第一種施設のうち、都内の保育所・学校等は、施設敷地内で専有部分の屋外にも喫煙場所を設置できない（努力義務）ことを知っていますか。
- Q. 特定屋外喫煙場所非設置の努力義務が課されている施設以外の第一種施設でも、敷地内屋外に喫煙場所を設置することが推奨されていないことを知っていますか。



資料：「保育所・学校等における受動喫煙対策実態調査」（東京都保健医療局）

○保育所・学校等での特定屋外喫煙場所の非設置（努力義務）についての認知度は約9割、保育所・学校等以外の施設の特定屋外喫煙場所の非設置推奨についての認知度は約7割であった。

喫煙目的施設について

喫煙目的施設とは

- 定義：多数の者が利用する施設のうち、その施設を利用する者に対して、喫煙をする場所を提供することを主たる目的とする施設として政令の要件を満たすもの
- 喫煙場所の提供を主目的とするバー、スナック等の要件
 - (1) たばこの対面販売（出張販売を含む。）をしている
 - (2) 喫煙する場所を提供することを主たる目的とする
 - (3) 施設を設けて客に飲食をさせる営業（「通常主食と認められる食事」を主として提供するものを除く。）を行う

東京都の取組

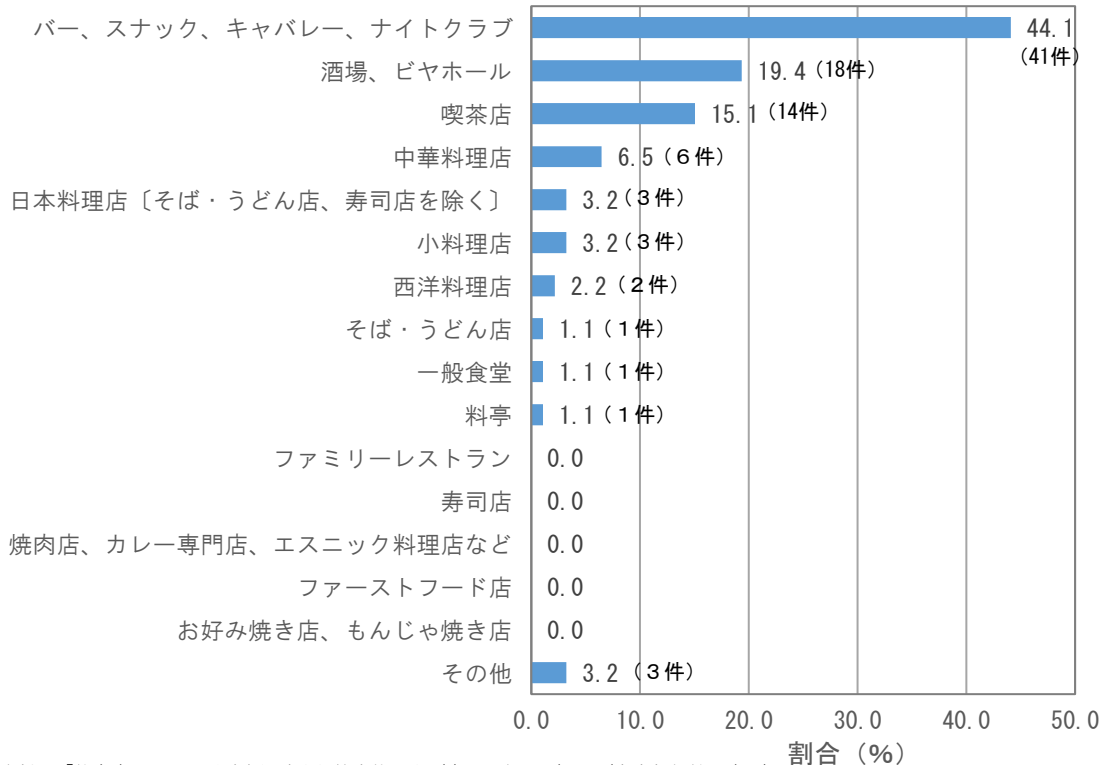
- 国に対し、喫煙目的施設の要件とされている営業目的等の定義やその判断・指導基準等について、明確化を要望

【要望要旨】

事業者への指導等の実務を担う地方自治体が適切に対応できるよう、制度における各規定、特に政令において喫煙目的施設の要件とされている営業目的等の定義やその判断・指導基準等について、実態を踏まえて明確化するとともに、自治体からの疑義照会等への迅速な対応を行うこと。

- 事業者に対し、一般的な居酒屋等は該当しないことを啓発

喫煙目的施設の飲食業種（令和5年度に調査回答のあった93件の内訳）



飲食店の皆さん! 一般的な居酒屋、レストランなどは喫煙目的施設に該当しません!!



飲食が目的の一般的な居酒屋、レストランなどは「飲食店」であり「第二種施設」です。喫煙が主目的である喫煙目的施設には該当しません。

一般的な居酒屋、レストランなど、飲食目的の飲食店は、たばこの対面販売や出張販売を行っていても、喫煙目的施設には該当しません。

喫煙目的施設に該当しない飲食店が、この標識を掲示している場合、法律違反にあたり、保健所等の指導や過料の対象になります。

加熱式たばこ及び指定たばこ専用喫煙室について

加熱式たばこについて

■健康増進法における位置づけ

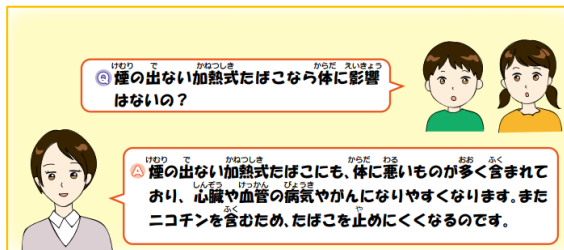
- ・発生した煙（蒸気を含む。）が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして指定（指定たばこ）
- ・喫煙禁止場所では紙巻たばこと同様喫煙禁止であるが、「指定たばこ専用喫煙室」を設けた場合、その中では、加熱式たばこの喫煙だけでなく、飲食等も行うことが可能（経過措置）

■健康影響について

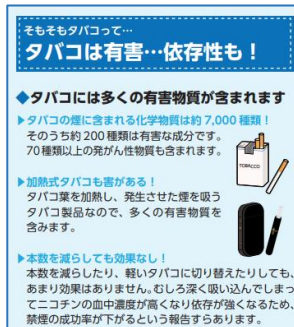
長期の健康影響についてはまだ明らかでないが、有害成分分析等による健康リスクやたばこ規制への影響が報告されている。引き続き知見の収集が必要
〈令和4年10月 健康日本21最終評価報告書 より抜粋〉

東京都の取組

■健康推進プラン21（第三次）等において、「紙巻たばこと同様に、健康への影響にかかる啓発や禁煙支援等を行う」こととし、啓発等を実施



「禁煙教育副教材：小学生向け」より



「タバコ、やめませんか？」より

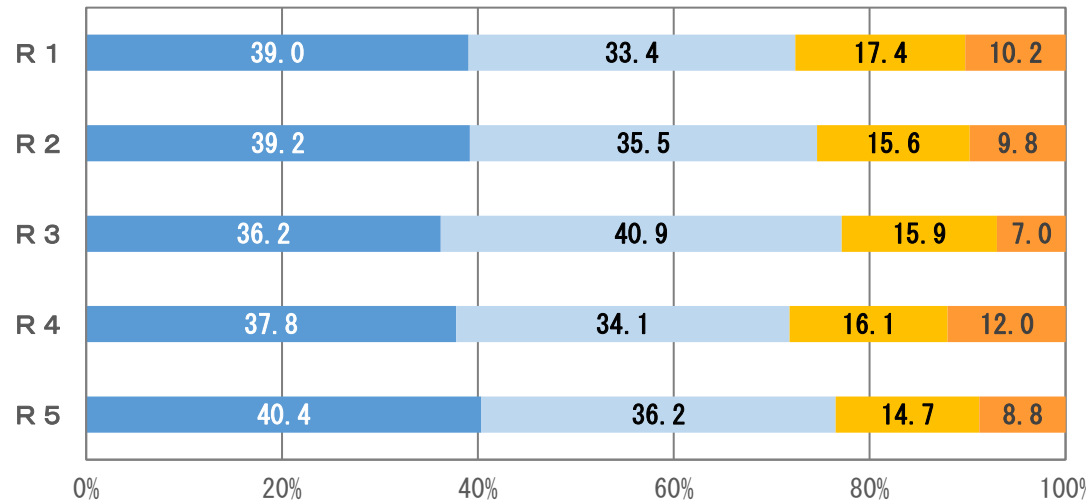
施設種別ごとの指定たばこ専用喫煙室の設置状況

※設置割合が高い上位10施設を抜粋

	施設種別	設置割合
1	パチンコホール	6.1%
2	マージャンクラブ	4.4%
3	競輪・競馬等の競走場、その他の遊戯場、その他の娯楽施設	4.2%
4	ホテル、旅館等宿泊施設	2.9%
5	居酒屋、ビヤホール	2.0%
6	事務所、工場、作業所、倉庫、配送センター等	1.6%
7	空港旅客ターミナル	1.5%
8	バー、キャバレー、ナイトクラブ、スナック	1.5%
9	ゲームセンター	1.4%
10	障害者福祉施設	1.2%

資料：令和4年度「喫煙環境に関する実態調査」（厚生労働省）

加熱式たばこの健康影響に関する認識の推移



- 加熱式たばこは、紙巻きたばこと同レベルで周囲の人に受動喫煙による健康影響のリスクを与える
- 加熱式たばこは、紙巻きたばこと比べて、周囲の人への受動喫煙による健康影響のリスクが小さい
- 加熱式たばこは、紙巻きたばこと比べて、周囲の人への受動喫煙による健康影響のリスクがかなり小さい
- 加熱式たばこは、周囲の人への受動喫煙による健康影響のリスクがほぼ無い